

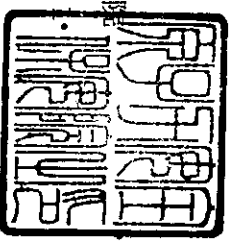
経済産業省

平成 18・12・22 原院第 2 号

平成 18 年 12 月 27 日

ガス事故報告の運用について

経済産業省原子力安全・保安院
NISA-245a-06-



原子力安全・保安院は、ガス事業法施行規則（以下「規則」という。）第 111 条第 1 項の表第 2 号、第 3 号及び第 4 号並びに第 112 条の運用について下記のとおり定める。
なお、平成 15 年 7 月 30 日付け「ガス事故報告の運用について」（平成 15・07・03 原院第 1 号）は、廃止する。

記

1. 規則第 111 条第 1 項の表第 2 号、第 3 号及び第 4 号に基づく規則様式第 55、第 56 及び第 57 中の用語の意義及び記載に当たっての注意事項は、次のとおりとする。

（1）ガス工作物の損壊

ガス工作物の損傷又は破壊により、その機能が低下し、かつ、当該ガス工作物の機能の回復のための措置を要する場合、又は機能が喪失した場合をいう。

（2）供給支障

ガス工作物の欠陥、損傷、破壊などガス工作物自体に起因するか、又は停電など他の要因に起因するか否かを問わず供給を停止し又はガスの使用を緊急に制限したことをいう。ただし、以下の場合には供給支障として扱わない。

- ① 保守作業による導管取替工事など計画的にガスの供給を停止した場合
- ② マイコンメーターが適正に作動し供給が停止した場合（圧力低下遮断を除く。）
- ③ ガスによる災害の発生を防止するため、予防保全を目的にガスの供給を停止した場合（ガス工作物の欠陥、損傷又は破壊に係る場合を除く。）

- ④ 火災の延焼防止のため、ガスの供給を停止した場合

（3）製造支障

製造所のガス工作物の欠陥、損傷、破壊などガス工作物自体に起因するか、又は停電など他の要因に起因するか否かを問わず、当該製造所の全てのガス発生設備が運転

を停止したことをいう。ただし、以下の場合は製造支障として扱わない。

- ① ガス工作物を修理するためなど計画的にガス発生設備を停止した場合
- ② ガスによる災害の発生を防止するため、予防保全を目的にガス事業者がガス発生設備の運転を停止した場合（ガス工作物の欠陥、損傷又は破壊に係る場合を除く。）

（４）多量のガス漏えい

ガス工作物の折損、接合部の抜け出し、破壊などにより発生した漏えいであって、附近住民又は附近作業員に避難又は退避を勧告した程度のもをいう。

（５）少量のガス漏えい

ガス工作物からの漏えいであって多量に該当しないものをいう。ただし、接合部等からの微量（ネジ接合部分等に石けん水を塗布した場合、気泡が発生する程度）の漏れは除く。

（６）記載注意事項

- ① 発生箇所の分類は、別表１により、原因の分類は、別表２による。なお簡易ガス事業者のガス事故年報は、別表２に準じて計上すること。
- ② 原因は事故の直接の原因による。例えば、他工事による埋戻し後数日で地盤沈下が発生し、それが他工事による地盤沈下であることが明確である場合は、他工事として計上すること。

- ③ 様式中の「事故の状況」の欄の２以上に該当する事故の場合にあつては、その発生の状況に応じ、最初に現れた状況に該当する欄に計上し、それに伴い発生した状況については、その該当欄に外数とし（）を附して計上すること。

また、供給支障に該当するものうち、その原因が特定製造所内に設置された感震自動ガス遮断装置の適正な作動によるものは、その該当欄に外数とし《》を附して記載すること。

２．規則第１１２条第１項の表中の用語の意義及び取扱は、次のとおりとする。

（１）死亡

死亡とは、事故発生後おおむね５日以内に死亡したものをいう。ただし、自殺による当事者は除く。

（２）供給支障事故

ガス工作物の欠陥、損傷、破壊などガス工作物自体に起因するか、又は停電など他の要因に起因するか否かを問わず供給を停止し又はガスの使用を緊急に制限したことをいう。ただし、以下の場合は供給支障事故として扱わない。

- ① 保守作業による導管取替工事など計画的にガスの供給を停止した場合
- ② マイコンメーターが適正に作動し供給が停止した場合（圧力低下遮断を除く。）
- ③ ガスによる災害の発生を防止するため、予防保全を目的にガスの供給を停止した場合（ガス工作物の欠陥、損傷又は破壊に係る場合（保安閉栓を除く。）を除く。）

- ④ 火災の延焼防止のため、ガスの供給を停止した場合
- ⑤ 感震自動ガス遮断装置が適正に作動し供給を停止した場合

ただし、当該装置が作動するような地震時は社会の注目度も高く、供給停止戸数、復旧対策及び二次災害等のガス供給に係る情報を入手することは重要であることから、発生時の情報提供については、速やかに所管産業保安監督部に報告すること。

- ⑥ 緊急ガス遮断装置（ガス需要家又は建物所有者の資産である場合に限る。）の操作権限を有する建物管理者等が当該装置を誤操作してガスの供給を停止した場合

（３）製造支障事故

製造所のガス工作物の欠陥、損傷、破壊などガス工作物自体に起因するか、又は停電など他の要因に起因するか否かを問わず、当該製造所のすべてのガス発生設備が運転を停止したことをいう。ただし、以下の場合には製造支障事故として扱わない。

- ① ガス工作物を修理するためなど計画的にガス発生設備を停止した場合
- ② ガスによる災害の発生を防止するため、予防保全を目的にガス事業者がガス発生設備の運転を停止した場合（ガス工作物の欠陥、損傷又は破壊に係る場合（保安閉栓を除く。）を除く。）

（４）負傷、中毒又は酸素欠乏症

負傷、中毒又は酸素欠乏症とは、医師の診断により加療を要すると認められるものをいう。ただし、自殺による当事者は除く。

（５）高圧又は中圧の主要なガス工作物

① 製造所

ガス発生器、増熱器、一酸化炭素変成器、脱硫施設、ガス洗浄施設、ガスホルダー、排送機、圧送機、液化ガス用貯槽、液化ガス用ボンプ、熱交換器（高圧又は液化ガス用）、冷凍設備、ばい煙処理設備、通風設備、付臭設備、ガス圧縮機（高圧用）、空気圧縮機（高圧用）、粉塵防止用集塵機、ガス配管（高圧及び液化ガス用配管で内径 150 mm 以上のもの）、整圧器及び特定ガス工作物

② 供給所

ガスホルダー、圧送機、整圧器及び付臭設備

③ 導管

輸送導管、輸送導管以外の導管であって最高使用圧力が 1 MPa 以上のもの及びこれらに附属するガス遮断装置、水取器及び整圧器

④ 特定ガス工作物

高圧ガス保安法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定する規格又は技術上の基準に適合する容器（液化天然ガス用保冷容器を除く。）、ストレージタンク、集合装置、調整装置、気化装置、配管

（６）低圧の主要なガス工作物

① 製造所

ガス発生器、増熱器、一酸化炭素変成器、タール排除器、アソモニア飽和器、ガス洗淨施設、脱硫施設、ベンゾール吸収施設、ガスホルダー、排送機、圧送機、ばい煙処理設備、通風設備、付臭設備、液化ガス用貯槽、液化ガス用ボンブ、冷凍設備、粉塵防止用集塵機、液化ガス用配管（内径150mm以上のも）及び整圧器

② 供給所

ガスホルダー、圧送機、整圧器及び付臭設備

③ 導管

輸送導管及びこれらに附属するガス遮断装置、水取器並びに整圧器

(7) ガス工作物の損壊事故

ガス工作物の損傷又は破壊により、その機能が低下し、かつ、当該ガス工作物の機能の回復のための措置を要する場合、又は機能が喪失した場合であって、加えて一般公衆に対し避難、家屋の倒壊、交通の困難等を招来したものをいう。

(8) 爆発又は火災事故

漏えいしたガスが引火爆発し、又はそのガスの発火原因により、建造物、車両、その他の工作物（ガス工作物を除く。）を損壊させたもの又は火災を起こしたものをいう。

(9) 交通の困難

交通の困難とは、ガスによる災害の発生を防止するため道路等の通行規制が実施された結果、交通渋滞、公共交通機関の運行支障又は附近住民の往来困難等を招来したものをいう。

(10) 消費機器又はガス栓の使用

消費機器とは、ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具（コンロ、ふろがま、湯沸器、ストーブなど）及びそれらの附属装置（ゴム管、強化ホース、金属可とう管など）をいう。

なお、消費機器の使用において、当該機器の加熱・故障（ガスの漏えいを伴わないものに限る。）による火災及び当該機器の炎が周囲の物に燃え移ったことによる火災に起因する事故は除く。

(11) 負傷又は物損事故

負傷又は物損事故のうち、自殺による当事者及び当事者宅は除く。

3. 規則第112条第1項に定める速報の取扱については、次のとおりとする。

(1) 報告の意義及び提出期限

速報の意義とは、事故の発生を速やかに所管官庁に報告することにある。報告を受けた所管官庁はその内容に関係者に周知することにより、事後の対策、関係各方面との折衝等を円滑に行う。したがって、事故の発生又は発生を知ったときから24時間を上限とし、可能な限り速やかに（できる限り復旧が終了する前に）

報告を行うものとする。

なお、事故が発生した場合には、当該事故が報告の対象となる事故か否か確認されていなくとも、その可能性が十分に高いと判断される場合には、原因が判明するまで待つことなく速やかに報告すること。

(2) 報告の方法

速報は、電話、フアクシミリその他適切な方法により行うこと。

(3) 報告の内容

報告には次に掲げる事項を盛り込む必要があるが、前述のとおり、速報とは、事故情報を迅速に国に報告することに意義があり、また、その内容は簡潔で要領を得たものでなければならない。よって、報告事項のうち不明な点があっても報告を行い、その後、新しい情報が入り次第、改めて報告することとする。また、報告内容を訂正する必要がある場合も同様の取扱いとする。

(報告事項)

- ① 事故の発生の日時及び場所
- ② 事故の概要
- ③ 事故の原因
- ④ 応急措置
- ⑤ 復旧対策
- ⑥ 復旧予定日時
- ⑦ 事故に係る消費機器及びガス栓の製造者又は輸入者の名称、機種、型式並びに製造年月（消費段階の事故に限る。）

4. 規則第112条第3項に定める詳細の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 報告の意義

詳細は、国及びガス事業者が一体となって事故原因を徹底的に究明し、効果的に事故の再発防止を図ることを目的としている。また、ガス消費機器の事故に係る原因究明を行う場合には、一般的に技術的専門的知見を有しない消費者が使用することに伴う誤使用の可能性は考慮しなければならないとしても、このような可能性に依拠して原因究明のための目を曇らせることがあってはならないところである。この点については、ガス事業者にとっても同様であり、事故報告に当たり、警察当局において捜査中であるなどの報告にとどめることなく、可能な限り原因究明を行い、その結果について必要に応じて報告を行うことが求められる。

(2) 報告の方法

規則様式第69又は第69の2により文書にて報告すること。

(3) 報告の内容

① ガス工作物（ガス栓を除く）に係る事故（様式第69）

イ 「建物区分」は、ガスを使用する建物ごとの区分を定める件（昭和60年通商産業省告示第461号）第1条の表上欄に掲げる建物区分を記載すること。

ロ 「ガス工作物の区分」は、別表3の中から選択し記載すること。

ハ 「最高使用圧力」は、高圧、中圧又は低圧の別を記載すること。なお、最高使用圧力が高圧又は中圧の場合は、併せて数値を記載すること。

ニ 「ガスグループ」は、事故が発生した場所に供給しているガスのガスグループ（ガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和46年通商産業省令第27号）別表第3備考に掲げるガスグループ）を記載すること。なお、液化石油ガスを供給している場合は、液化石油ガスと記入すること。

ホ 「人身被害」は、負傷、一酸化炭素中毒又は酸素欠乏症等の症状のほか、重傷（重症）又は軽傷（軽症）の別を併せて記載すること。なお、判断が困難な場合は産業保安監督等に相談すること。

重傷（重症）：全治30日以上を負傷等
軽傷（軽症）：全治30日未満を負傷等

ヘ 「事故の原因」は、単に「消費者の不注意」や「作業員の施工ミス」などとすることなく、有効な再発防止策の策定に繋げることができるように、事故が発生した原因を様々な視点から分析した上で記載すること。

ト 「事故の発生防止対策」は、「事故の原因」を踏まえた上で記載すること。

② 消費機器及びガス栓に係る事故（様式第69の2）

イ 「建物区分」は、ガスを使用する建物ごとの区分を定める件第1条表上欄に定める建物区分を記載すること。

ロ 「消費機器の区分」は、別表4の中から選択し記載すること。

ハ 「最高使用圧力」は、中圧又は低圧の別を記載すること。なお、最高使用圧力が中圧の場合は、併せて数値を記入すること。

ニ 「ガスグループ」は、事故が発生した場所に供給しているガスのガスグループ（ガス用品の技術上の基準等に関する省令別表第3備考に掲げるガスグループ）を記載すること。なお、液化石油ガスを供給している場合は、液化石油ガスと記入すること。

ホ 「人身被害」は、負傷、一酸化炭素中毒又は酸素欠乏症等の症状のほか、重傷（重症）又は軽傷（軽症）の別を併せて記載すること。なお、判断が困難な場合は産業保安監督等に相談すること。

重傷（重症）：全治30日以上を負傷等

軽傷（軽症）：全治30日未満を負傷等

ヘ 「事故の原因」は、単に「消費者の不注意」や「設置工事業者の施工ミス」な

どとすることなく、有効な再発防止策の策定に繋げるために、事故が発生した原因を様々な視点から分析した上で記載すること。

ト 「事故の発生防止対策」は、「事故の原因」を踏まえた上で記載すること。

5. 適用時期について

本運用は、平成19年1月1日以降に行う事故報告に適用する。

(別表 1)

事故発生箇所別分類表

事故発生箇所	内容
ガス発生設備	ガス発生設備には、原料、空気及び蒸気の配管のガス発生設備入口第 1 バルブからガス発生器出口側の第 1 水封器又は第 1 バルブまでのガスの通る部分のものが含まれる。
ガス精製設備	ガス精製設備には、ガス発生器出口側の第 1 水封器又は第 1 バルブの出口から導管までのガスの通る部分のものが含まれる。(排送機、圧送機、冷凍設備、ガスホルダー(レリーフホルダーを含む。以下同じ。)、整圧器を除く。)
排送機	
圧送機	
原料用貯槽	原料用貯槽には、原料受入設備から、ガス発生器入口第 1 バルブの入口までの液の通る配管が含まれる。
冷凍設備	冷凍設備には、圧縮器、ぎょう縮器、受液器、油分離器及び冷媒を通ずる配管が含まれる。
ガスホルダー	ガスホルダー入口第 1 バルブから、ガスホルダー出口第 1 バルブまでの設備
整圧器	
導管	輸送導管、本管、支管、供給管、ガスメーター及び内管(整圧器、水取器、導管に附属するバルブを除く。)
水取器	
導管に附属するバルブ	
その他のガス工作物	ボイラー、ばい煙(大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)第 2 条第 1 項に規定するものをいう。)処理設備、通風設備、集じん機、装炭車、消火車、ガイド車、排水処理設備等上記のいずれの分類にもはまらないもの

(別表2)

原因別分類表

原因別		内容
大分類	小分類	
自然現象	暴風雨	雨、風、暴風雨等によるものをいい、これらにより倒れたものによる破壊を含む。
	地震	地震によるもの
	水害	洪水、高潮、津波等によるもの
	山崩れ	山くずれ、地すべり等によるもの
	その他	雷、地盤の凍結、メーターの凍結等によるもの
火災	火災	ガス工作物に近接した家屋等の火災によるもの
停電	停電	停電によるもの
ガス工作物の不備	製作不完全	ガス工作物の設計、製作材質等の欠陥によるもの
	施工不完全	建設、補修等の工事における施工上の欠陥によるもの
	自然劣化	製作、施工及び保守に特に欠陥がなかったにも拘わらず、ガス工作物の材質機構等に劣化を生じたもの
ガス工作物の誤操作	保守不備	巡視、点検、手入等の保守の不完全（特定製造所におけるガス切れも含む。）によるもの
		作業者（自社又は自社の工事請負者の命を受けてガス関係の作業に従事している者をいう。以下同じ。）の過失によるもの
他工事		導管の周囲においてガス会社以外の者が行うガス工作物以外のものの工事中における作業によるもの
地盤の不等沈下		地盤の沈下によるもの
交通量の激化		車両等の交通に伴う振動、衝撃等によるもの
導管工事		作業者が行う輸送導管、本管、支管、供給管及び内管等の工事中の作業によるもの
その他		上記のいずれの分類にも入らないもの

(別表 3)

ガス工作物の区分

ガス発生設備	ガス精製設備
排送機	圧送機
原料用貯槽	冷凍設備
感震遮断装置	ガスホルダー
整圧器	ねずみ鑄鉄管
白管	黒管
その他の腐食劣化対策管	その他の導管
自動ガス遮断装置 (ガスメーターを除く)	ガスメーター
水取器	導管バルブ
その他	

「ねずみ鑄鉄管」、「白管」、「黒管」、「その他の腐食劣化対策管」又は「その他の導管」の場合は、「本支管」、「供給管」、「灯外内管」又は「灯内内管」の別を記入することともに、導管接続部において事故が発生した場合には、併せて接続方法を記入すること。

「その他の腐食劣化対策管」、「その他の導管」又は「その他」の場合は、具体的に当該工作物の名称を記入すること。

「白管」、「黒管」、「その他の腐食劣化対策管」の用語の意義は、規則様式第 59 備考に定めるところによるものとする。

(別表4)

消費機器の区分

瞬間湯沸器	その他湯沸器
ガスストーブ	風呂釜
家庭用こんろ	家庭用オーブン
家庭用炊飯器	その他家庭用
業務用こんろ	業務用オーブン
業務用レンジ	業務用フライヤー
業務用炊飯器	業務用グリドル
業務用酒かん器	業務用おでん鍋
業務用蒸し器	業務用焼き物器
業務用食器消毒保管庫	業務用煮沸消毒器
業務用湯せん器	業務用めんゆで器
業務用煮炊釜	業務用中華レンジ
業務用食器洗浄機	業務用その他
金属管	金属可とう管
ゴム管 (迅速継ぎ手あり)	ゴム管 (迅速継ぎ手なし)
ガス栓 (ホースエンド)	ガス栓 (迅速継ぎ手)
ガス栓 (その他)	その他

「瞬間湯沸器」、「その他湯沸器」、「ガスストーブ」又は「風呂釜」の場合は、給排水方式として、「開放式」、「自然排気式」、「強制排気式」、「バランズ外壁式」、「バランズチャンバ式」、「バランズダクト式」、「強制給排気式」又は「屋外式」の別を記入すること。

「その他家庭用」、「業務用その他」、「ガス栓 (その他)」又は「その他」の場合は、具体的に名称を記入すること。

ガス栓には、過流出安全機構及び空気抜き孔の有無を併記すること。

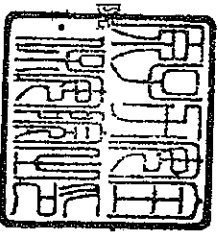
経済産業省

平成 18・12・22 原院第 2 号

平成 18 年 12 月 27 日

ガス事故報告の運用について

経済産業省原子力安全・保安院
NISA-245a-06-



原子力安全・保安院は、ガス事業法施行規則（以下「規則」という。）第 111 条第 1 項の表第 2 号、第 3 号及び第 4 号並びに第 112 条の運用について下記のとおり定める。
なお、平成 15 年 7 月 30 日付け「ガス事故報告の運用について」（平成 15・07・03 原院第 1 号）は、廃止する。

記

1. 規則第 111 条第 1 項の表第 2 号、第 3 号及び第 4 号に基づく規則様式第 55、第 56 及び第 57 中の用語の意義及び記載に当たっての注意事項は、次のとおりとする。

（1）ガス工作物の損傷

ガス工作物の損傷又は破壊により、その機能が低下し、かつ、当該ガス工作物の機能の回復のための措置を要する場合、又は機能が喪失した場合をいう。

（2）供給支障

ガス工作物の欠陥、損傷、破壊などガス工作物自体に起因するか、又は停電など他の要因に起因するか否かを問わず供給を停止し又はガスの使用を緊急に制限したことをいう。ただし、以下の場合には供給支障として扱わない。

- ① 保守作業による導管取替工事など計画的にガスの供給を停止した場合
- ② マイコンメーターが適正に作動し供給が停止した場合（圧力低下遮断を除く。）
- ③ ガスによる災害の発生を防止するため、予防保全を目的にガスの供給を停止した場合（ガス工作物の欠陥、損傷又は破壊に係る場合を除く。）
- ④ 火災の延焼防止のため、ガスの供給を停止した場合

（3）製造支障

製造所のガス工作物の欠陥、損傷、破壊などガス工作物自体に起因するか、又は停電など他の要因に起因するか否かを問わず、当該製造所の全てのガス発生設備が運転

を停止したことをいう。ただし、以下の場合は製造支障として扱わない。

① ガス工作物を修理するためなど計画的にガス発生設備を停止した場合

② ガスによる災害の発生を防止するため、予防保全を目的にガス事業者がガス発生設備の運転を停止した場合（ガス工作物の欠陥、損傷又は破壊に係る場合を除く。）

（４）多量のガス漏えい

ガス工作物の折損、接合部の抜け出し、破壊などにより発生した漏えいであって、附近住民又は附近作業員に避難又は退避を勧告した程度のものをいう。

（５）少量のガス漏えい

ガス工作物からの漏えいであって多量に該当しないものをいう。ただし、接合部等からの微量（ネジ接合部分等に石けん水を塗布した場合、気泡が発生する程度）の漏れは除く。

（６）記載注意事項

① 発生箇所の分類は、別表１により、原因の分類は、別表２による。なお簡易ガス事業者のガス事故年報は、別表２に準じて計上すること。

② 原因は事故の直接の原因による。例えば、他工事による埋戻し後数日で地盤沈下が発生し、それが他工事による地盤沈下であることが明確である場合は、他工事として計上すること。

③ 様式中の「事故の状況」の欄の２以上に該当する事故の場合にあつては、その発生の状況に応じ、最初に現れた状況に該当する欄に計上し、それに伴い発生した状況については、その該当欄に外数とし（）を附して計上すること。

また、供給支障に該当するものうち、その原因が特定製造所内に設置された感震自動ガス遮断装置の適正な作動によるものは、その該当欄に外数とし《》を附して記載すること。

2. 規則第112条第1項の表中の用語の意義及び取扱は、次のとおりとする。

（１）死亡

死亡とは、事故発生後おおむね５日以内に死亡したものをいう。ただし、自殺による当事者は除く。

（２）供給支障事故

ガス工作物の欠陥、損傷、破壊などガス工作物自体に起因するか、又は停電など他の要因に起因するか否かを問わず供給を停止し又はガスの使用を緊急に制限したことをいう。ただし、以下の場合は供給支障事故として扱わない。

① 保守作業による導管取替工事など計画的にガスの供給を停止した場合

② バイコンメーターが適正に作動し供給が停止した場合（圧力低下遮断を除く。）

③ ガスによる災害の発生を防止するため、予防保全を目的にガスの供給を停止した場合（ガス工作物の欠陥、損傷又は破壊に係る場合（保安閉栓を除く。）を除く。）

- ④ 火災の延焼防止のため、ガスの供給を停止した場合
- ⑤ 感震自動ガス遮断装置が適正に作動し供給を停止した場合

ただし、当該装置が作動するような地震時は社会の注目度も高く、供給停止戸数、復旧対策及び二次災害等のガス供給に係る情報を入手することは重要であることから、発生時の情報提供については、速やかに所管産業保安監督部に報告すること。

- ⑥ 緊急ガス遮断装置（ガス需要家又は建物所有者の資産である場合に限る。）の操作権限を有する建物管理者等が当該装置を誤操作してガスの供給を停止した場合

（３）製造支障事故

製造所のガス工作物の欠陥、損傷、破壊などガス工作物自体に起因するか、又は停電など他の要因に起因するか否かを問わず、当該製造所のすべてのガス発生設備が運転を停止したことをいう。ただし、以下の場合には製造支障事故として扱わない。

- ① ガス工作物を修理するためなど計画的にガス発生設備を停止した場合
- ② ガスによる災害の発生を防止するため、予防保全を目的にガス事業者がガス発生設備の運転を停止した場合（ガス工作物の欠陥、損傷又は破壊に係る場合（保安閉栓を除く。）を除く。）

（４）負傷、中毒又は酸素欠乏症

負傷、中毒又は酸素欠乏症とは、医師の診断により加療を要すると認められるものをいう。ただし、自殺による当事者は除く。

（５）高圧又は中圧の主要なガス工作物

① 製造所

ガス発生器、増熱器、一酸化炭素変成器、脱硫施設、ガス洗浄施設、ガスホルダー、排送機、圧送機、液化ガス用貯槽、液化ガス用ボンブ、熱交換器（高圧又は液化ガス用）、冷凍設備、ばい煙処理設備、通風設備、付臭設備、ガス圧縮機（高圧用）、空気圧縮機（高圧用）、粉塵防止用集塵機、ガス配管（高圧及び液化ガス用配管で内径１５０ｍｍ以上のも）、整圧器及び特定ガス工作物

② 供給所

ガスホルダー、圧送機、整圧器及び付臭設備

③ 導管

輸送導管、輸送導管以外の導管であって最高使用圧力が１ＭＰa以上のもの及びこれらに附属するガス遮断装置、水取器及び整圧器

④ 特定ガス工作物

高圧ガス保安法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定する規格又は技術上の基準に適合する容器（液化天然ガス用保冷容器を除く。）、ストレージタンク、集合装置、調整装置、気化装置、配管

（６）低圧の主要なガス工作物

① 製造所

ガス発生器、増熱器、一酸化炭素変成器、タール排除器、アンモニア飽和器、ガス洗浄施設、脱硫施設、ベンゾール吸収施設、ガスホルダー、排送機、圧送機、ばい煙処理設備、通風設備、付臭設備、液化ガス用貯槽、液化ガス用ポンプ、冷凍設備、粉塵防止用集塵機、液化ガス用配管（内径150mm以上のもの）及び整圧器

② 供給所

ガスホルダー、圧送機、整圧器及び付臭設備

③ 導管

輸送導管及びこれらに附属するガス遮断装置、水取器並びに整圧器

(7) ガス工作物の損壊事故

ガス工作物の損傷又は破壊により、その機能が低下し、かつ、当該ガス工作物の機能の回復のための措置を要する場合、又は機能が喪失した場合であつて、加えて一般公衆に対し避難、家屋の倒壊、交通の困難等を招来したものをいう。

(8) 爆発又は火災事故

漏えいしたガスが引火爆発し、又はそのガスの発火原因により、建造物、車両、その他の工作物（ガス工作物を除く。）を損壊させたもの又は火災を起こしたものをいう。

(9) 交通の困難

交通の困難とは、ガスによる災害の発生を防止するため道路等の通行規制が実施された結果、交通渋滞、公共交通機関の運行支障又は附近住民の往来困難等を招来したものをいう。

(10) 消費機器又はガス栓の使用

消費機器とは、ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具（コンロ、ふろがま、湯沸器、ストーブなど）及びそれらの附属装置（ゴム管、強化ホース、金属可とう管など）をいう。

なお、消費機器の使用において、当該機器の加熱・故障（ガスの漏えいを伴わないものに限る。）による火災及び当該機器の炎が周囲の物に燃え移ったことによる火災に起因する事故は除く。

(11) 負傷又は物損事故

負傷又は物損事故のうち、自殺による当事者及び当事者宅は除く。

3. 規則第112条第1項に定める速報の取扱については、次のとおりとする。

(1) 報告の意義及び提出期限

速報の意義とは、事故の発生を速やかに所管官庁に報告することにある。

報告を受けた所管官庁はその内容に関係者に周知することにより、事後の対策、関係各方面との折衝等を円滑に行う。したがって、事故の発生又は発生を知ったときから24時間を上限とし、可能な限り速やかに（できる限り復旧が終了する前に）

経済産業省

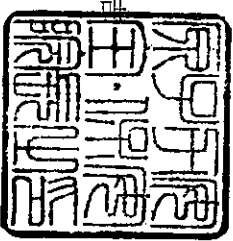
平成 18・12・22 原院第 2 号

平成 1 8 年 1 2 月 2 7 日

社団法人日本ガス協会会長

野村 明雄 殿

経済産業省原子力安全・保安院長 広瀬 研吉



ガス事故報告の運用について

平成 1 8 年 7 月に公表したガス瞬間湯沸器による一連の事故への反省等を踏まえ、ガス消費機器に係る事故情報の収集体制の不備を是正し、事故原因の徹底的な究明を行うため、液化石油ガス保安規則及びガス事業法施行規則の一部を改正したところです。

事故原因を究明し、事故の再発防止を図るためには、ガス事業者からの情報提供が必要不可欠です。

つきましては、事故報告の運用を別添のとおり定めましたので、貴傘下の各ガス事業者
に周知されるよう要請します。

経済産業省

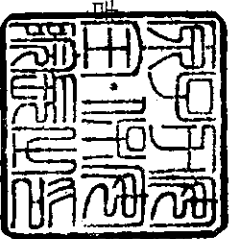
平成18・12・22 原院第2号

平成18年12月27日

社団法人日本簡易ガス協会会長

石橋 幸弘 殿

経済産業省原子力安全・保安院長 広瀬 研吉



ガス事故報告の運用について

平成18年7月に公表したガス瞬間湯沸器による一連の事故への反省等を踏まえ、ガス消費機器に係る事故情報の収集体制の不備を是正し、事故原因の徹底的な究明を行うため、液化石油ガス保安規則及びガス事業法施行規則の一部を改正したところです。

事故原因を究明し、事故の再発防止を図るためには、ガス事業者からの情報提供が必要不可欠です。

つきましては、事故報告の運用を別添のとおり定めましたので、貴傘下の各ガス事業者
に周知されるよう要請します。

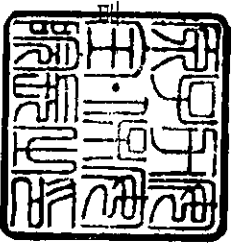
経済産業省

平成 18・12・22 原院第 2 号

平成 18 年 12 月 27 日

天然ガス鉱業会会長
若杉 和夫 殿

経済産業省原子力安全・保安院長 広瀬 研



ガス事故報告の運用について

平成 18 年 7 月に公表したガス瞬間湯沸器による一連の事故への反省等を踏まえ、ガス消費機器に係る事故情報の収集体制の不備を是正し、事故原因の徹底的な究明を行うため、液化石油ガス保安規則及びガス事業法施行規則の一部を改正したところです。

事故原因を究明し、事故の再発防止を図るためには、ガス事業者からの情報提供が必要不可欠です。

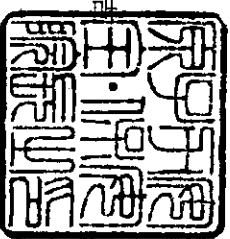
つきましては、事故報告の運用を別添のとおり定めましたので、貴傘下の各ガス事業者
に周知されるよう要請します。

経済産業省

平成 18・12・22 原院第 2 号
平成 18 年 12 月 27 日

電気事業連合会会長
勝俣 恒久 殿

経済産業省原子力安全・保安院長 広瀬 研吉



ガス事故報告の運用について

平成 18 年 7 月に公表したガス瞬間湯沸器による一連の事故への反省等を踏まえ、ガス消費機器に係る事故情報の収集体制の不備を是正し、事故原因の徹底的な究明を行うため、液化石油ガス保安規則及びガス事業法施行規則の一部を改正したところです。

事故原因を究明し、事故の再発防止を図るためには、ガス事業者からの情報提供が必要不可欠です。

つきましては、事故報告の運用を別添のとおり定めましたので、貴傘下の各ガス事業者
に周知されるよう要請します。